

令和 2 年分確定申告相談会のお知らせ

橋本商工会議所では、会員個人事業主の方を対象にした確定申告相談会を下記により開催いたします。お気軽にご利用ください。

- 相談会開設期間：令和 3 年 2 月 16 日（火）～令和 3 年 3 月 12 日（金）
土・日・祝除く、9：30～16：00（正午～13：00の間は相談受付を行いません）

※**税理士による相談日**は次の通りです。（時間はいずれも 10：00～16：00）

2 月… 19 日（金）・24 日（水）・26 日（金）

3 月… 2 日（火）・3 日（水）・5 日（金）・9 日（火）・10 日（水）・12 日（金）

- 会場：橋本商工会館 5F

- 相談内容及び留意点

（1）個人事業主の所得税及び消費税

※土地・建物や株式等の譲渡、贈与税、相続税に関する相談は行っておりません。

※平成 30 年分及び令和元年分の申告書控・決算書控、各種控除証明、税務署からのお知らせハガキ等の通知書、印鑑等をご持参ください。また、売上・仕入・経費の集計作業は、済ませてから来所願います。新型コロナウイルス関連の国や地方自治体等からの給付金・補助金等がある場合には、決定通知書等の金額が明記されたものをご持参下さい。

※消費税の確定申告について、消費税等の税率は軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になっておりますので、事業者は税率ごとの**区分経理**を済ませてから来所願います。

（2）マイナンバー制度について

マイナンバーの記載

申告書には、マイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。※配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要。

本人確認書類の例（例 1）…マイナンバーカード（例 2）…通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

（3）マイナンバー制度に係る申告書の対応について

橋本商工会議所では、確定申告の相談は行いますが、特定個人情報を取り扱わない事とします。よって、相談後、事業者ご自身でマイナンバーを申告書に記載しマイナンバー確認書類を添付の上、各自で税務署へ持参または郵送してください。

（4）医療費控除について

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

（5）新型コロナウイルス感染症対策について

①ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。

②咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。

③会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

お問い合わせ先 橋本商工会議所 TEL 0736-32-0004

※申告書・決算書（収支内訳書）等、関係書類が事前に必要な方は、商工会議所までご連絡下さい